

介護保険料の改定について

所得の低い方に対しては、平成27年度より消費税増税分を財源として介護保険料が軽減されていますが、10月以降の消費税増税に伴いさらに軽減の対象が拡大されることとなり、本市においては、下記のとおり第1段階から第3段階に該当する方の令和元年度介護保険料を改定しましたのでお知らせします。

介護保険料率算定表

所得段階	所得段階基準		平成30年度			令和元年度			
	本人	世帯	料率	年額 (円)	月額 (円)	料率	年額 (円)	月額 (円)	
第1段階	非課税	本人所得基準 ○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.500 (0.450)	40,140 (36,120)	3,345 (3,010)	0.500 (0.375)	40,140 (30,108)	3,345 (2,509)	
第2段階			○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.705	56,604	4,717	0.705 (0.580)	56,604 (46,572)	4,717 (3,881)
第3段階			○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.755	60,612	5,051	0.755 (0.730)	60,612 (58,608)	5,051 (4,884)
第4段階	課税	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.935	75,072	6,256	平成30年度と同じ			
第5段階 (基準額)			○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	80,292				6,691
第6段階	課税	-	○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.355	108,792				9,066
第7段階			○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.525	122,436				10,203
第8段階			○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.775	142,512				11,876
第9段階			○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.925	154,560				12,880
第10段階			○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.125	170,616				14,218
第11段階			○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	2.325	186,672				15,556

※()内が、低所得者への公費負担による軽減後の保険料率、金額となります。

年金ポータル開設

厚生労働省では、住民のみなさまが、年金の手続き等について容易に情報が探せるようポータルサイト「年金ポータル」を開設しました。ご自身の加入記録の確認や年金の見込額が試算できるねんきんネットにもアクセスできます。

お問い合わせ

石垣市役所市民課年金係 ☎0980-87-9005

🔍 年金ポータル

🔍 検索

年金について知りたいことがすぐに探せる



指定管理者制度に関するお知らせ

石垣市では、公の施設について「指定管理者制度」を導入し、民間の能力やノウハウを活用した施設運営を行っています。

今年度末で指定期間が満了となり、次年度以降の指定管理者を募集する予定の施設は以下のとおりです。(10月頃、指定管理者募集要項を市ホームページにて掲載予定です。)

No.	施設名	所管課	指定期間満了日
1	石垣市老人福祉センター	介護長寿課	令和2年3月31日
2	石垣市水産加工施設	水産課	

【問合せ先】企画部企画政策課 ☎82-1350